

平成 27 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 シ ャ ー プ 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 高 橋 興 三  
(コード番号 6753)

### 訴訟の判決に関するお知らせ

当社の登録商標の無効審決取消訴訟について、本日、知的財産高等裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 判決に至るまでの経緯

本訴訟は、以下に記載のとおり、当社が保有する登録商標「IGZO」（登録番号第 5451821 号）の無効審決に対し、当社（原告）が当該審決を不服として、独立行政法人 科学技術振興機構に対し、審決取消を求める訴訟を知的財産高等裁判所に提起していたものです。

#### ■登録商標「IGZO」に関する商標登録及び訴訟の経緯

平成 23 年 6 月 24 日 当社が特許庁に「IGZO」を商標登録出願  
平成 23 年 11 月 18 日 特許庁が「IGZO」を当社商標として登録  
平成 25 年 7 月 31 日 科学技術振興機構から当社登録商標「IGZO」について商標登録の無効審判請求を受ける  
平成 26 年 3 月 13 日 特許庁から「IGZO」の登録商標は無効である旨の審決の謄本を受ける  
平成 26 年 4 月 10 日 当社が知的財産高等裁判所に審決取消訴訟を提起

#### 2. 訴訟を提起した相手方（被告・商標登録の無効審判の請求人）

(1) 名 称：独立行政法人 科学技術振興機構  
(2) 所 在 地：埼玉県川口市本町 4-1-8 川口センタービル  
(3) 代表者氏名：理事長 中村 道治

#### 3. 判決があった裁判所、年月日、事件番号

(1) 裁 判 所：知的財産高等裁判所  
(2) 年 月 日：平成 27 年 2 月 25 日  
(3) 事 件 番 号：平成 26 年（行ケ）第 10089 号審決取消請求事件  
原審・特許庁 無効 2013-890052 号事件

#### 4. 判決の内容

判決の主文は以下のとおりです。

(1) 原告（当社）の請求を棄却する。  
(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

5. 今後の見通し


本訴訟の対象商標は、アルファベットの「<sup>アイ</sup>I」「<sup>ジー</sup>G」「<sup>ゼット</sup>Z」「<sup>オー</sup>O」の文字からなる「IGZO」です\*。本訴訟の判断が最終的に確定した場合、「IGZO」については当社の登録商標ではありません。

当社は、6項に記載のとおり、「IGZO」以外にも「\*IGZO」「イグゾー」「イグゾーパネル」といった登録商標を有しており、これらは本訴訟の結果に関係なく引き続き当社の登録商標です。なお、本判決が当社の業績に与える影響はありません。

今後は判決文の内容を精査した上で、最高裁への上告等を含め適切に対処してまいります。

※携帯用電子ゲーム機を対象とするものを除きます。

6. 当社が保有する「IGZO」関連商標について

商標名	商品分野	登録日	備考
IGZO	スマートフォン 携帯電話 パソコン 液晶テレビ等	平成 23 年 11 月 18 日	本訴訟の 対象商標
IGZO	携帯用電子ゲーム機	平成 23 年 12 月 2 日	
*IGZO	スマートフォン 携帯電話 パソコン 液晶テレビ等 携帯用電子ゲーム機	平成 25 年 3 月 8 日	
*IGZO	医療用機械器具等	平成 26 年 3 月 7 日	
イグゾー	スマートフォン 携帯電話 パソコン 液晶テレビ等	平成 23 年 11 月 18 日	
イグゾー	携帯用電子ゲーム機	平成 23 年 12 月 2 日	
イグゾーパネル	スマートフォン 携帯電話 パソコン 液晶テレビ等 携帯用電子ゲーム機	平成 23 年 12 月 16 日	
	スマートフォン 携帯電話 パソコン 液晶テレビ等 携帯用電子ゲーム機	平成 25 年 3 月 8 日	

以上